

## 基本協定書

都心～ウォーターフロント間における連節バス等運行事業（以下「本事業」という。）に関して、神戸市（以下「甲」という。）と神姫バス株式会社（以下「乙」という。）との間で、以下のとおり基本協定を締結する。

## （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が本事業の実施にあたって必要な内容について、協議を行うことを確認するものである。

## （運行予定事業者の確認）

第2条 甲及び乙は、乙が本事業に関し運行予定事業者として、協議することを確認する。

## （運行開始に向けた協議）

第3条 令和3年4月からの連節バス等の本格運行開始のため、必要な事項を定める運行事業協定（以下「事業協定」という。）の締結に向けた協議を行うことについて必要な事項を定めることとする。

## （事業協定の協議）

第4条 甲及び乙は、事業協定の締結に向け、「都心～ウォーターフロント間における連節バス等運行予定事業者募集 募集要項」を踏まえて協議を行うものとする。

なお、協議にあたっては以下の点に留意する。

- (1) 運行に関わる業務（バス停の設置や関係者等との協議・調整、PR等も含む）は乙を主体とし、甲による運行費用の補助は行わない。
- (2) 運行に際して必要となる関係者との協議は、甲乙協力して行うこととする。
- (3) 甲は、募集要項に基づき、PR活動や利用促進、走行空間の環境改善、バス停留所整備支援、バスロケーションシステム支援、バスICカードシステム支援、車両のデザイン性を高めるための改良や内装・情報案内システムの改良等に係る費用の補助、プレ運行に係る費用の一部補助、その他必要と認められる支援を行っていくものとし、詳細については甲乙で協議することとする。
- (4) 甲及び乙は、本事業の実施に向け互いに協力しながら、具体的な運行計画案については、甲が設置し甲及び乙が事務局を努める「都心～ウォーターフロント間における連節バス等運行に関する協議会」から附された意見に誠実に対応するものとする。

## （事業協定の締結に向けた協議）

第5条 甲及び乙は、令和2年12月を目途として事業協定の締結を目指すものとする。

(甲及び乙の義務)

第6条 甲及び乙は、事業協定の締結に向けて、互いに誠実に対応する。

(事業協定不調時等の取扱い)

第7条 甲及び乙の間で事業協定の締結に至らなかった場合は、それぞれが本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係が生じないことを確認する。

(秘密保持)

第8条 甲及び乙は、相手方より秘密として受けた情報について善良なる管理者の注意をもって取り扱う。

(本協定の変更)

第9条 本協定の規定は、甲及び乙の書面による合意によらなければ変更することはできない。

(本協定の有効期限)

第10条 本協定の有効期限は、事業協定締結日又は事業協定締結に至る可能性がないと甲及び乙が文書で確認した日までとする。

(規定外事項)

第11条 本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、必要に応じて甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙はそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和元年 6月 17日

甲 神戸市中央区加納町6丁目5番1号  
神戸市  
神戸市長 久元 喜造

乙 姫路市西駅前町1番地  
神姫バス株式会社  
取締役社長 長尾 真